平成２３年（再イ）第１２７号
札幌市東区北28条東９丁目３番20号　シティプラザ28―201号
再生債務者　鏡　　真二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再イ）第３０８号
京都市伏見区久我御旅町10番地31
再生債務者　齋藤　研二（旧姓中西）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２３年（再イ）第４０号
大阪府泉南郡熊取町大字大久保1613番地の12―906
再生債務者　森　　透高
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第４１号
大阪府和泉市芦部町117番地の５
再生債務者　野口　義範
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第５４号
大阪府和泉市小田町586番地の１―１―1111
再生債務者　松村　　尚
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第５７号
大阪府泉佐野市日根野4291番地の２サンハイツオカトモ402
再生債務者　前田　利明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２３年（再イ）第２４号
兵庫県姫路市勝原区朝日谷162番地１
再生債務者　伊達由紀子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月９日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（再イ）第１１号
長崎県長崎市泉３丁目８番12―204号
再生債務者　出口　孝志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１８号
長崎県長崎市元船町６番６号　松尾ビル406
再生債務者　平湯　常義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２３年（再イ）第１５０号
札幌市白石区南郷通14丁目北５番３―305号
再生債務者　大坂　義臣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（再イ）第２３号
神奈川県座間市緑ヶ丘１丁目16番６号　ブライト101号
再生債務者　木之下裕一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（再イ）第７号
石川県小松市八幡庚119番地２
再生債務者　下岩　秀人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日　金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（再イ）第４１号
愛知県豊田市若林東町上外根２番地10
再生債務者　米森　俊弥
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２３年（再イ）第１１号
山口県宇部市居能町１丁目８番12号、従前の住所山口県宇部市大字中山379番地３
再生債務者　米田　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（再イ）第９号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原725番地４
再生債務者　加藤　勇人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年８月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年８月10日　　松山地方裁判所

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第267号

計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。

平成23年８月23日　　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　　至

（平成23年６月30日登録全部失効分）

登録番号	登録を受けた者の名称及び所在地	計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地	登録に係る区分	効力を失った登録事業に係る計量器の校正等の事業の範囲
0248	丸井計器株式会社 栃木県鹿沼市御成橋町二丁目2138番地	丸井計器株式会社　認定事業校正グループ 栃木県鹿沼市御成橋町二丁目2138番地	角度	全部失効